舟橋村選挙管理委員会告示第22号

期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所、氏名、職務を行うべき日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者に選任した者の住所、氏名及び職務を行うべき日は、次のとおりである。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

令和8年10月18日執行　舟橋村長選挙における
期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者

投票管理者		同左職務代理者		職務を行うべき日		
住　所	氏　名	住　所	氏　名	月	日	曜日
富山市	宮川　惇	富山市	田屋　真佐美	10	14	水
舟橋村	堀　麻結	富山市	田中　宏幸	10	15	木
富山市	布一　晶帆	富山市	田屋　真佐美	10	16	金
舟橋村	工藤　拓也	富山市	田中　宏幸	10	17	土